

別表1（第2条関係）

補助対象事業	補助率	補助限度額	補助対象経費	事業実施主体	留意事項
起業・創業又は雇用創出等を目的に行うスモール・ビジネス	3分の2以内	(1) 2,500千円 (2) 補助対象事業の実施期間が複数年度にわたる場合であっても補助限度額の総額は(1)に定める額とする。	左の事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。 (1) 賃金（作業等の日々雇用を除く。）及び職員人件費。 (2) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められる経費を除く。 (3) 各種団体等の組織や施設の管理運営に要する経費 (4) 出資、出損、貸付に要する経費 (5) 用地取得又は補償に要する経費 (6) 事務費。ただし、県と協議の上で事業実施に必要と認められる経費を除く。 (7) 仕入経費等 (8) 車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税及び自動車重量税等） (9) その他知事が不相当と認める経費	中山間地域に主たる事業所がある法人、団体又は住所がある個人	(1) 事業計画書をもとに、別に定める審査（書面審査、プレゼンテーション審査）の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議の上、内定する。 (2) 補助限度額の下限額は1事業あたり250千円とする。
起業・創業又は雇用創出等を目的に行うスモール・ビジネスに対し、市町村が補助を行う事業	3分の2以内	(1) 2,500千円 (2) 補助対象事業の実施期間が複数年度にわたる場合であっても補助限度額の総額は(1)に定める額とする。	左の事業に対し、市町村が補助する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。 (1) 賃金（作業等の日々雇用を除く。）及び職員人件費。 (2) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められる経費を除く。 (3) 各種団体等の組織や施設の管理運営に要する経費 (4) 出資、出損、貸付に要する経費 (5) 用地取得又は補償に要する経費 (6) 事務費。ただし、県と協議の上で事業実施に必要と認められる経費を除く。 (7) 仕入経費等 (8) 車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税及び自動車重量税等） (9) その他知事が不相当と認める経費	中山間地域をその地域に含む市町村	(1) 事業計画書をもとに、別に定める審査（書面審査、プレゼンテーション審査）の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議の上、内定する。 (2) 補助限度額の下限額は1事業あたり250千円とする。